



市からの連絡帳

10月は、市・都民税 普通徴収第3期の納期です。納付には、便利な口座振替を ◆納税課 田 042-460-9831

届け出・税・年金など

証明書コンビニ交付サービス停止

東京都の庁舎電気設備点検に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で終日停止します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時 10月21日(土)

対 市内外の全ての店舗

◆市民課 田 042-460-9820

保 042-438-4020

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 10月14日(土)・15日(日)午前9時～午後4時

場 ●市税…納税課(田無庁舎4階)

●国民健康保険料…保険年金課(田無庁舎2階) ※田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課 田 042-460-9832

◆保険年金課 田 042-460-9824

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成30年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。

市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

□対象期間 平成29年1月2日～翌年1月1日

□調査方法 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査

□調査日時 事前に書面で通知し、都合

の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。

◆資産税課 田 042-460-9830

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成29年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●平成30年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□減額範囲 居住部分の床面積120㎡以上

Table with 2 columns: 住宅の種類, 減額期間. Rows include 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅 and 上記以外の住宅.

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。

◆認定長期優良住宅について… 建築指導課 保 042-438-4017

◆認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…資産税課 田 042-460-9830

障害基礎年金をご存じですか

病気やけがなどで一定の障害の状態になったとき、次の①～③全てに該当する場合は障害基礎年金が支給されます。

①初診日(障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日)が次のいずれかの期間にある

- 国民年金の被保険者期間
●60歳以上65歳未満の年金未加入期間(国内に住所がない方・老齢基礎年金の繰上げ受給者は対象外)
●20歳前の年金未加入期間

②障害認定日(初診日から1年6カ月後、またはそれ以前に症状が固定した日。初診日から1年6カ月後の日が20歳前の場合、20歳の誕生日前日)において、政令で定める障害等級の1級または2級に該当している

③初診日の前日時点で納付要件(原則または特例)を満たしている(20歳前に初診日がある場合の納付要件はなし)

障害基礎年金の受給には請求手続きが必要で、請求者の状況により必要書類が異なるため、請求前にご相談ください。※障害者手帳等とは別の認定基準です。手帳等がなくても請求可

※手帳等の提示のみでは請求不可

□市役所での相談・受付

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階) ※保谷庁舎の場合は 田 042-438-4020へ要予約

問 武蔵野年金事務所 0422-56-1411

◆保険年金課 田 042-460-9825

国民健康保険被保険者証を更新

10月1日から有効の保険証を9月上旬から世帯主宛てに簡易書留で送付しました。不在のため郵便局で保管されていた保険証が、保管期間経過により戻ってきています。

郵便物等お預かりのお知らせをお持ちの方は、保険年金課(田無庁舎2階)でお受け取りください。

持 お知らせ・本人確認書類(免許証・パスポート・旧保険証など)・認め印

※田無庁舎へご来庁できない場合は、下記までご連絡ください。

◆保険年金課 田 042-460-9822

後期高齢者医療保険加入者の 葬祭費助成

後期高齢者医療保険の加入者が亡くなった場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の助成を行っています。

対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)

持 申請者(喪主)名義の金融機関口座・認め印・保険証

□助成金額 5万円

□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間

□提出書類 ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し(いずれも喪主名義のもの)

※申請後1カ月程度で振り込み、通知は申請者(喪主)へ郵送

◆保険年金課 田 042-460-9823

福祉

家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために、家族介護慰労金を支給します。

対 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上、市民税非課税世帯に属する方

□申請日の属する月の前月末日を基準に

Table with 2 columns: 過去1年間以上, 過去1年間. Rows describe eligibility criteria for family caregiver relief payments.

□支給額 年額10万円

申 10月2日(月)～31日(火)の平日に、介護保険被保険者証・認め印・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)を高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)へ持参

◆高齢者支援課 保 042-438-4028

障害福祉課窓口到手話通訳者を配置

各庁舎での手続き・相談などで、ぜひご利用ください。

□10月・11月の配置日

Table with 2 columns: 日程, 場所. Rows show dates and locations for sign language interpreter services.

※いずれも午後1時～5時

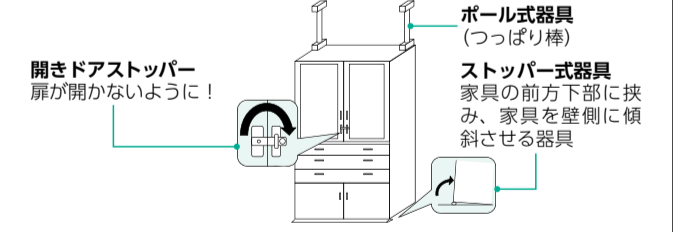
※通訳者配置日以外にも手話通訳者の派遣を行っています。詳細は、お問い合わせください。

◆障害福祉課 保 042-438-4034・FAX 042-423-4321

家具等転倒防止器具取付け等サービス

高齢者世帯・障害者世帯に「家具等転倒防止器具取付け等サービス」を実施します。詳細は、下表をご覧ください。

家具等転倒防止器具等の例



□サービス詳細

Table with 2 main columns: 高齢者世帯, 障害者世帯. Rows include 対象世帯, 種類・定員, 申請期間, 持ち物, 申請書配付・受付, 問い合わせ.

平成30年度 保育園など入園児募集スケジュール

入園申込書類の配布・受付の予定をお知らせします。

対 平成30年4月から保育園などへ新たに入園または転園を希望する方

●平成29年度の入園(転園)申込をしている方も、平成30年4月からの入園を希望する場合は、必ず再度申し込みしてください。

●市外の施設の入園申込方法は、市区町村で異なります。必ず施設がある市区町村に確認してください。

●平成30年2月3日までに出生予定の方は、出生予定として申請が可能です。

※詳細は10月23日(月)配布予定の書類をご覧ください。

□就労証明書の書式 10月2日(月)から保育課(田無庁舎1階)・市HPで配布 ※申込書よりも早く配布します。取得に時間がかかる方は、早めに準備をしてください。

対 雇用されて就労している方・採用

内定中の方・育児休業中の方 ※自営業を含め、このほかの状況の方は10月23日(月)以降の配布書類をご利用ください。

□申込書・案内

10月23日(月)から保育課(田無庁舎1階)・市HP・市内保育園・保谷庁舎1階受付で配布

※保育園・保谷庁舎では配布のみ

□入園申込スケジュール

Table with 2 columns: 日程, 内容. Rows show the schedule for enrollment applications and results.

※詳細は、市報10月15日号に掲載予定 ◆保育課 田 042-460-9842